担当部署: 建設水道課

処分の概要	管理協定の締結の認可
法 令 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第24条第5項
法令番号	昭和48年法律第72号

【基準】

法第24条第5項及び第26条の規定による。

(管理協定の締結等)

第24条

5 第1項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町 村長の認可を受けなければならない。

(管理協定の認可)

- 第26条 市町村長は、第24条第5項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれ にも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。
 - (1) 申請手続が法令に違反しないこと。
 - (2) 管理協定の内容が、第24条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)参照

備考

設定年月日 令和3年	4 月 1 日 最終変更年月日	令和5年4月1日
------------	------------------------	----------